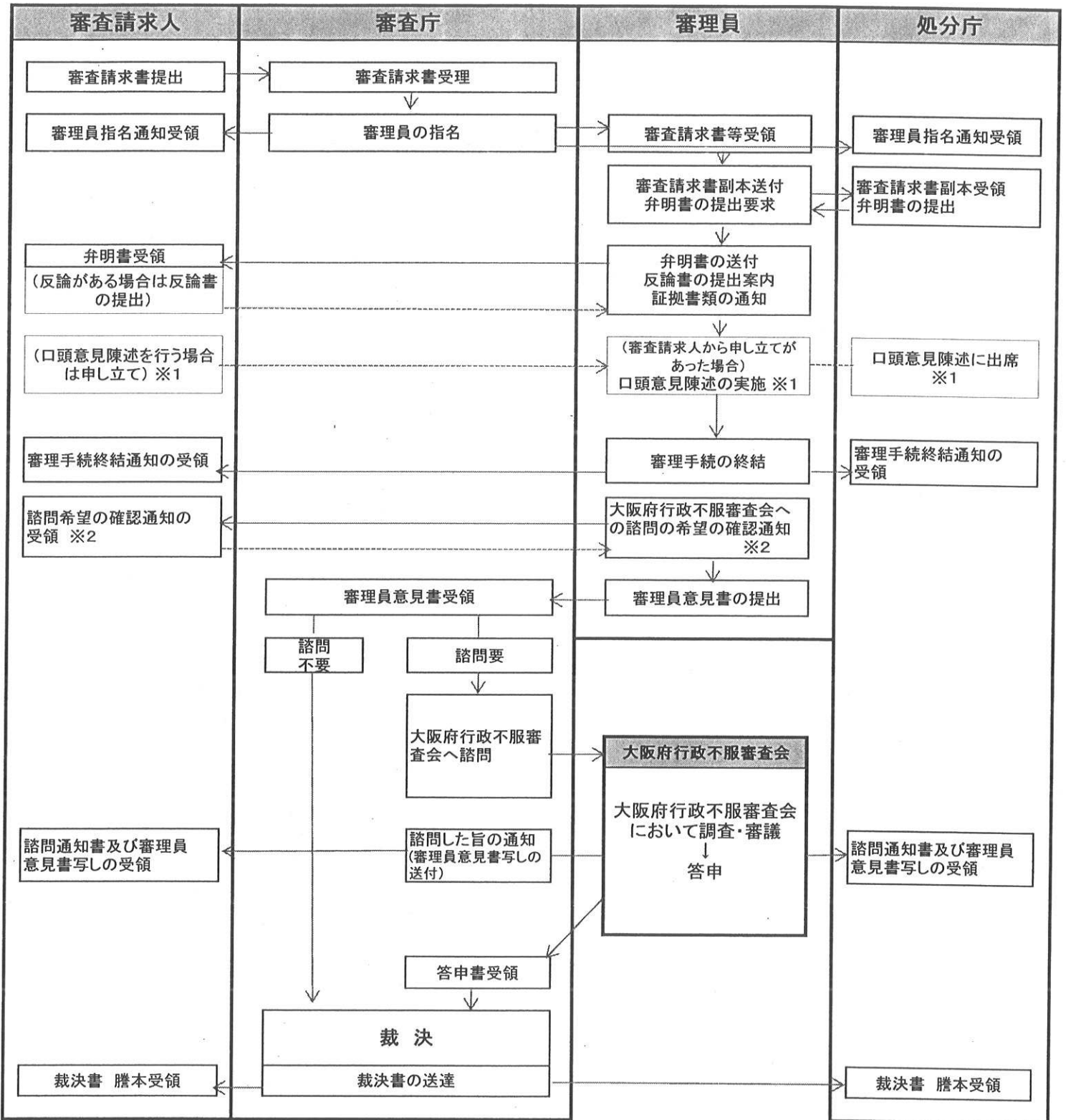


審査請求の流れ(概要)



※1 口頭意見陳述

行政不服審査法第31条により、審査請求人からの申し立てにより審理員が実施するもので、請求人が審査請求にかかる事案について意見を述べる場です。

このなかで請求人は、審理員の許可を得て、審査請求に係ることに関し処分庁等へ質問を行うことも可能です。

※2 大阪府行政不服審査会への諮問について

審査請求が不適法であり却下する場合は、行政不服審査法第43条第1項第6号に基づき、審査庁は、大阪府行政不服審査会へ諮問を行いません。